

サプライヤー 行動規範

Group Purchasing

GRUNDFOS 

Possibility in every drop

序文

グルンドフォスは、高度なポンプソリューションのグローバルリーダーであり、水技術をリードする企業です。グルンドフォスは、世界の水と気候の課題に対するソリューションを開発し、人々の生活の質を向上させます。

さまざまな文化や伝統を越えて、独自の法律や規則を備えた幅広い国や地域で事業を展開する企業として、当社は持続可能なビジネスの遂行に専心しています。これを達成するために重要な世界的な人権、労働者の権利、環境保護、ビジネスにおける綿密さと誠実さ等を尊重し、発展に取り組んでいます。その結果としてすべての従業員が法律を遵守し、常に倫理的に行動することを期待しています。

当社の行動規範で我々自身の倫理基準を定めているように、すべてのサプライヤーに対してもサプライヤー行動規範を定めています。当社はサプライヤーも倫理、人権、環境保護に対する我々のアプローチを共有してくれることを期待しています。これはサプライヤーとの信頼関係を構築し、発展させる上で不可欠だと考えています。

当社はサプライヤーとの協働が成功にとって不可欠であると考えており、より持続可能なビジネスを实践、拡大するために我々とサプライヤーとで協力できることを楽しみにしています。

最高水準を守るという約束は単なる口先だけではなく、当社には従業員やビジネスパートナーが利用できる内部告発システムがあります。

グルンドフォスの従業員、または代理人が違法または不適切な行為に従事したとサプライヤーが考えた場合は、この問題を会社に報告する必要があります。これは、グルンドフォスの内部告発報告システム(<http://grundfos.whistleblownetwork.net>)を通じて行うことができます。



Silvio Vanzo
グループシニアバイスプレジデント
購買グループ



Louise Koch
シニアディレクター
サステナビリティグループ

A. 一般規定

グルンドフォスは「グルンドフォス行動規範」に謳うとおり、高い倫理基準を持ち、真摯で誠実であることに重きを置いています。また「サプライヤー行動規範」が示すように、当社のサプライチェーンも同様に高い基準を保つことを目指しています。これらの文書が、当社の企業行動規範及び企業倫理を表明しています。

我々はグルンドフォスのサプライヤ全てに、グルンドフォスサプライヤ行動規範、事業を営む場所において適用される国内外の法律、規制並びに世界的な人権を尊重、遵守することを期待しています。

グルンドフォスサプライヤ行動規範は国連グローバルコンパクト、多国籍企業の為のOECDガイドライン、ビジネスと人権に関する国連指導原則に基づき編成されました。この行動規範に示される取り組みは、グルンドフォスの人権尊重の理念に沿ったものです。

また我々は国連の国際人権章典の定める人権及びILO（国際労働機関）が宣言する労働における基本的原則を尊重することを約束します。この行動規範に示される取り組みは、グルンドフォスの人権尊重の理念に沿ったものです。

国内法と国際基準に相違がある場合、サプライヤーは先ず現地の法律を尊重した上で、最適な方法を模索するものとします。

グルンドフォスのサプライヤーは、このサプライヤー行動規範を遵守する為に必要な理念、仕組み、監査基準を備えていることを期待されます。そこには各々の事業、商流における現代奴隷制と人身売買の防止、廃絶も含まれます。

B. 人権

グランドフォスのサプライヤーは、人権に関して適用される法令及び規則を遵守するものとします。サプライヤーは人権を尊重し、事業活動のいかなる場面でも人権侵害に直接的または間接的に関与しないことが期待されます。これを達成する為に、サプライヤーは各々の事業活動が人権を侵害することの無いよう、その事業規模と状況に即した調査、対策を行うことが期待されます。 それに加えて、以下に定義されているように人権に関して特定の要求事項があります。

労働時間

サプライヤーは、通常労働時間、残業時間、休業日、休憩時間などの労働時間が、関係各国の現地で適用される法律および規則に準拠していることを確約できなければいけません。

法律で定義されていない場合、以下のガイドラインを遵守してください。

- 通常労働時間: 週48時間まで。
- 残業を含む労働時間: 週60時間まで。この限度を超えることができるのは緊急時もしくは不測の事態に限られます

全ての就業者は少なくとも7日間ごとに連続24時間の休暇を取る必要があります。

児童労働と未成年者の雇用

サプライヤーは児童労働者を採用または雇用してはなりません。労働者の最低年齢は15歳または労働が行われる現地国の法律で定められた最低年齢のいずれか高い方となります。

これは、サプライヤーの雇用方針にも反映されているべき内容です。年齢偽装防止の対策や、方針に違反した場合の是正措置も、常に見直し改善する必要があります。雇用可能な最低年齢から18歳未満までの若者の雇用に関する全ての法的要件に従わなければなりません。彼等、若者は危険な作業、夜勤、並びに就業者の健康と安全を損なう可能性のあるあらゆる作業から保護されなければいけません。

若年労働者は各就業地で適用されるべき法律と規制に従って、適切な訓練と賃金を受けなければなりません。事業主は、ILO条約138条およびその他の関連するILO条約のすべての条項に従って、条件が満たされている場合に限り、13歳から15歳までの若年者を雇用することができます。そしてこれは、各就業地の法律に違反するものであってはいけません。

強制労働

サプライヤーは、すべての形態の強制労働および人身売買を利用し利益を得ることを禁じられています。

- あらゆる形態の奴隷労働、契約労働、もしくは刑務所労働。
- 強制残業を含む脅迫、強要、誘拐または詐欺の下での労働またはサービス。
- 移動の自由の制限。
- 個人の身分証明書もしくは入国書類等の原本を取上げること。
- 採用費用及びその他費用を就業者に負担させること。 またそうした行為を行う人材紹介業者を利用すること。
- 就業者の自発的な退職を妨げるあらゆる過剰な手段。

差別と平等

いかなる差別も厳しく禁止されています。サプライヤーは、能力と資格に基づいて雇用判断を行うものとします。 サプライヤーは、人種、皮膚の色、宗教、信条、性別または性別表現、年齢、国籍または祖先、病状、結婚歴、性的指向、精神的または身体的障害または社会的地位に基づいて差別してはなりません。 差別の影響を最も受けやすい労働者の権利には、特に注意を払う必要があります。 すべての個人は、公正かつ平等な扱いを受けるべきです。 サプライヤーは、多様性、公平性、包括性を重視した雇用方針と採用手順を作成、実施することを奨励されています。

ハラスメント

サプライヤーは、虐待や嫌がらせのない安全で包括的な職場環境を約束するものとします。嫌がらせには肉体的、心理的、口頭、性的な種々のハラスメントが含まれますが、これに限らず、過酷で非人道的な扱い、またそれに類する脅迫は禁止するものとします。

結社の自由と団体交渉

サプライヤーは、従業員を持つ、労働組合を結成、加入する権利、団体交渉を行う権利、あるいは組合、結社に加入しない権利を尊重するものとします。 該当国の法律および規則により結社の自由や団体交渉が制限されている場合、従業員は独立した自由な団体交渉を行う為に、同様の手法を行使する自由があります。従業員またはその代表者には、差別、嫌がらせや報復を恐れることなく、意見や懸念事項を経営陣と共有できる、オープンで協力的な環境が提供されるものとします。

賃金と給付金

サプライヤーは、関連国の現地で適用される法律、法令もしくは当該国の団体交渉協定に準拠した残業代を含む基本賃金、福利厚生を提供するものとします。賃金は規定の期日、合意された期間内、もしくは現地の法律・規則に従って支払われるものとします。サプライヤーは、各給与期間における労働時間、報酬率、標準控除額を明確に定義した文書を従業員に提供するものとします。控除額や内容は常に透明性を有していなければなりません。また懲戒措置の目的で使用してはなりません。

雇用条件

サプライヤーは雇用契約に関して、関係国の現地法および法令のすべてを遵守するものとします。法律や規制がない場合、サプライヤーは雇用条件概要を書面にし雇用契約として提供しなければなりません。その内容は就業国の業界基準、団体交渉協定に適合するものとします。契約は就業者が理解可能な言語で作成され、相互に合意された上、雇用主と就業者双方の署名が必要となります。

また、いかなる変更も書面で合意する必要があります。就業者が雇用のために他の国に転居する場合、出身国を離れる前に契約書を締結しなければなりません。サプライヤーは、各国の法律、条令によって規定される年次休暇、産休、育児休暇等、全ての福利厚生や社会保障を提供するものとします。研修生制度と一時的な雇用制度を雇用給付を回避するために使用してはなりません。

地域住民とコミュニティ

サプライヤーは、事業所在地、プロジェクト運営や開発地域の所在に関わらず、地域社会および先住民の権利、特に土地および天然資源に対する権利を絶対に尊重しなければなりません。当社はサプライヤーが地域社会の人々と積極的に関わり、各々のサプライヤーやビジネスパートナーと共に、この理念を促進することを奨励しています。

問題提起と企業対応

サプライヤーは、従業員、関連事業の従事者、個人、地域コミュニティやその代表者が、報復を恐れずに意見や懸念提起ができる仕組みを整備し、利用できるようにすることを推奨されています。これらの提起は確実に調査され、影響を受ける可能性のある利害関係者に、適切な時期に、公正な解決策をもたらすものとします。この仕組みでは必要に応じて苦情を匿名で提起できるようにする必要があります。またサプライヤーは、この仕組みを使用する従業員、個人、およびコミュニティのメンバーに対し、報復行為等が無いよう対策を講ずる必要があります。グルンドフォスの従業員がサプライヤー行動規範、あるいはグルンドフォス行動規範に従って行動していない疑いがある場合、サプライヤーとその従業員は、グルンドフォスの内部告発プラットフォームに匿名で疑念や懸念を告発することもできます。

C. 健康と安全

我々は、当社のサプライヤーに、従業員に安全で健康的な労働条件を提供する為に組織として取り組むことを期待しています。これには最低限安全に関する事故の記録を保管すること、また従業員の健康と安全を保護するために法的義務を超えて、リスク回避に積極的に取り組むことなどが含まれます。リスクには、労働安全衛生、緊急事態への備え、清潔な水、衛生施設の利用等があげられますが、この限りではありません。

D. 環境

当社のサプライヤーは、主要な環境リスクを積極的に予防し、関連性の高い要素（材料、包装、エネルギー、水、CO₂排出量、廃水など）を管理することが期待されます。環境リスク管理には、主なリスクのマッピングやリスク軽減措置の実施が最低限必要です。各環境保全の管理には、環境へ悪影響を及ぼす要素を低減するための、問題の特定と実施が含まれます。

E. ビジネス倫理と整合性

グルンドフォスは、多くの国で事業を展開しており、文化、伝統、地域を超えて、現地の法律と規制を遵守しています。また優れたビジネス倫理を発展、維持することに積極的に取り組んでいます。当社はサプライヤーにも同様の倫理観を期待しています。

腐敗防止

いかなる形でも汚職は固く禁じられています。サプライヤーは、取引中に便宜を受ける為に賄賂を提供したり、支払いを申し出たり、実際にそれらを行ったりしてはいけません。またそれらを受けてもいけません。

機密性、データ保護、データセキュリティ

サプライヤーは以下遵守すること。

グルンドフォス及び当社代理人から提供された機密情報及び個人情報、適用法、規則に則り、公的に許可された場合に限り使用することができます。これは当社との取引が終了した後にも適用されます。必要な場合は、EU法の規制及びグルンドフォスのデータ処理及びITセキュリティの規制に準拠しなければいけません。

知的財産権

サプライヤーは、グランドフォス及びその他第三者が有する知的財産権（著作権、特許、意匠、商標等を含む）を、関連する契約、適用法、法令に従って使用していること、または使用許可を与えられていることを保証するものとします。

接待、旅行、贈答品、個人的便宜

サプライヤーは、グランドフォスの従業員に娯楽、贈答品、個人的な便宜等を提供する場合、必ず以下全ての要件を満たす必要があります。

- 娯楽、贈答品、個人的な便宜の内容は、現地の習慣や通常のビジネス習慣に準拠している。
- 娯楽、贈答品、個人的な便宜は、賄賂として解釈されたり、グランドフォスからのサービスと引換えにされるものではない。
- 娯楽、贈答品および個人的な便宜が、サプライヤーの内部規則に違反していない。
- 公に開示された場合、娯楽、贈答品、個人的な便宜が不適切とは見なされない。
- イベントを手配するサプライヤーは、イベントに参加するグランドフォスの従業員に、旅行費用や夜間の遊覧費を支払うことを申し出てはいけない。

輸出管理と制裁

サプライヤーは、適用されるべき全ての輸出管理令、税関指示、および外国貿易規制を遵守するものとします。取引される製品またはサービスは、禁輸措置、制裁措置を含む、国内外全ての貿易に関する法令、規制および税関指示に準拠していなければいけません。

化学物質に関するコンプライアンス

サプライヤーは以下遵守すること。

- グランドフォスに納品されるすべての最終製品、部品、材料が、すべての有害物質禁止、制限に関する法律、条例、規制、および最新版のグランドフォスフォーカスリスト (<https://www.grundfos.com/about-us/our-partners/suppliers?tab=chemical-compliance>) に抵触しないことを確認する。これにより、グランドフォス製品、当社生産設備及び製造工程での特定の化学物質の使用を禁止または制限しています。
- 当社に納品された最終製品、部品、材料に含まれる物質に関し、当社より要求された詳細情報を指定のシステムまたは通信手段から提供しなければいけません。

紛争鉱物を含む鉱物調達における責任

サプライヤーは以下遵守すること。

- グランドフォスに納品されるすべての最終製品、部品、材料が、紛争地域または紛争高リスク地域からの鉱物調達に関して適用されるすべての法律および規制に抵触しないことを確認する。
- グランドフォスに納品される最終製品、部品、材料に含まれるタンタル、スズ、タングステン、金、コバルト、雲母、またこれ以外にもあらゆる紛争鉱物や金属が、人道的活動を侵害する武装グループに直接的または間接的に利益をもたらさないことを保証されなければいけません。また紛争の影響を受ける地域やリスクの高い地域において人権を侵害しないことを約束して下さい。
- サプライヤーのサプライチェーン内の紛争鉱物や金属の抽出、加工について、社会や環境への負荷軽減を目的として、詳細な調査、対策を実施して下さい。
- またグランドフォスから要求があった場合、当社に納品された完成品、部品、材料に関する含有物質等の調査報告書を根拠となるデータと共に、当社指定のシステムもしくは通信手段から適宜提出しなければなりません。

適正な競争

サプライヤーは、適用されるすべての競争法及び規制に従って事業を行うものとします。

F. 評価と是正措置

我々は、サプライヤーが当社のサプライヤー行動規範を実証してくれることを期待しています。サプライヤーが持続可能性評価(Web)または持続可能性監査(現地実施)の対象に選ばれた場合、対応して下さい。持続可能性の評価と監査の対象項目は、環境、労働と人権、倫理、継続可能な調達です。グルンドフォスは、サプライヤー行動規範に関し、パフォーマンス評価ツールを展開しています。

- Web評価:

サプライヤーは、電子フォーマットでの依頼に応じて、この行動規範に準拠していることの証拠を提供することを約束して下さい。グルンドフォスに指名された第三者機関が、オンライン評価を実施します。サプライヤーは、評価プロセスを完了するためにサービスを全て実施する責任があります。

サプライヤーは、必要な情報をすべて入力し、さらに申請に関連する書類を提出する必要があります。当社が期限延長の要求を承諾しない限り、サプライヤーの回答期間は4週間と設定されています。評価を受けたサプライヤーは、自社の適切な対応を確実に継続、更新するために毎年再評価を行う必要があります。

グルンドフォスは、サプライヤーの環境フットプリント(製品や企業活動が環境に与えている負荷を評価するための指標)にも取り組んでいます。サプライヤーは当社が指定したシステムや情報媒体に、環境フットプリントに関するデータを毎年アップロードして共有する必要があります。

- 現場でのサステナビリティ監査:

グルンドフォスは、現場監査とフォローアップ監査の2種類を実施しています。現場監査は事前にサプライヤーに告知をした上で実施されますが、フォローアップ監査は事前告知なしで実施する場合があります。サプライヤーは、現地監査人に対して、面接に必要な資料を準備し、従業員への面接等対応する必要があります。

サステナビリティ監査は、グルンドフォスまたはグルンドフォスの代理となる第三者機関のいずれかが実施します。グルンドフォスの代理として行動する第三者監査人は、機密保持義務を負います。監査や評価に違反があった場合、サプライヤーは問題事項に対処するための是正措置計画を提出する必要があります。提出された計画は、所定の期間内に履行する必要があります。

是正措置計画の内容は、予めグルンドフォス担当者の承認を得なければなりません。同担当者が計画履行の際のフォローアップも行います。

サプライヤーは、グルンドフォスに影響を与えるような、サプライヤー行動規範への違反があった場合、これをグルンドフォスに報告するものとします。ただし、グルンドフォスは基本的な要求事項を達成してもらうため、サプライヤーに対し直接指導やサポートを行います。

G. 規約に準拠していない場合

グルンドフォスは、サプライヤー行動規範への違反や深刻な問題が繰り返された場合、その内容、程度によって、F.評価と是正措置に記載の条件に関わらず、サプライヤーとの取引及び契約を終了することができます。

H. グルンドフォスの責任

我々は既存のサプライヤーに対して、グルンドフォスサプライヤー行動規範に対するパフォーマンスの向上を常に目指しています。そのため、指名されたサプライヤーや関連会社に関して持続可能性の問題についてのトレーニングを提供します。我々は常にサプライヤーに期待している点を伝え続けます。

サプライヤーの評価の一環として、行動規範上のサプライヤーの実績を評価し、そのパフォーマンスを向上させるためにインセンティブを創出します。

また、サステナビリティ監査の結果をフォローアップし、期待される行動をサプライヤーに伝えます。グルンドフォスは、サプライヤーの行動規範のパフォーマンスを評価するために使用されるレポートと記録が機密扱いされることを保証します。

サプライヤー行動規範、本稿は、以前の内容から改訂、改編されたものです。文書もしくはサプライヤーとの契約において参照されるグルンドフォスサプライヤー行動規範は、本稿となります。

Grundfos Holding A/S
Poul Due Jensens Vej 7
DK-8850 Bjerringbro
Tel: +45 87 50 14 00
www.grundfos.com

